

千葉県保健師等修学資金について

(平成31年3月卒業生用)

★返還免除・返還完了になるまで大切に保管してください

(忘れないよう書いておきましょう)

修 学 生 番 号	
氏 名	
卒 業 養 成 施 設	
貸付けを受けた期間	年 月から 年 月まで
借 受 金 額	円
連 帯 保 証 人 氏 名	

現況報告書 提出チェック	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	

引続き5年間就業後「返還免除申請書」を提出してゴールです！



千葉県健康福祉部医療整備課

保健師等修学資金貸付けを受けられた皆様へ

このたびは、御卒業おめでとうございます。

いよいよ看護職員としてスタートされることに対しまして、心からお喜び申し上げます。

さて、みなさんが在学中に千葉県から貸付けを受けた保健師等修学資金は、卒業後も必要な手続きがあります。

このパンフレットをよく読んで、忘れずに諸手続きを行っていただくとともに、免除または返還完了まで大切に保管くださるようお願いいたします。

今後の皆様の御活躍を心からお祈り申し上げます。

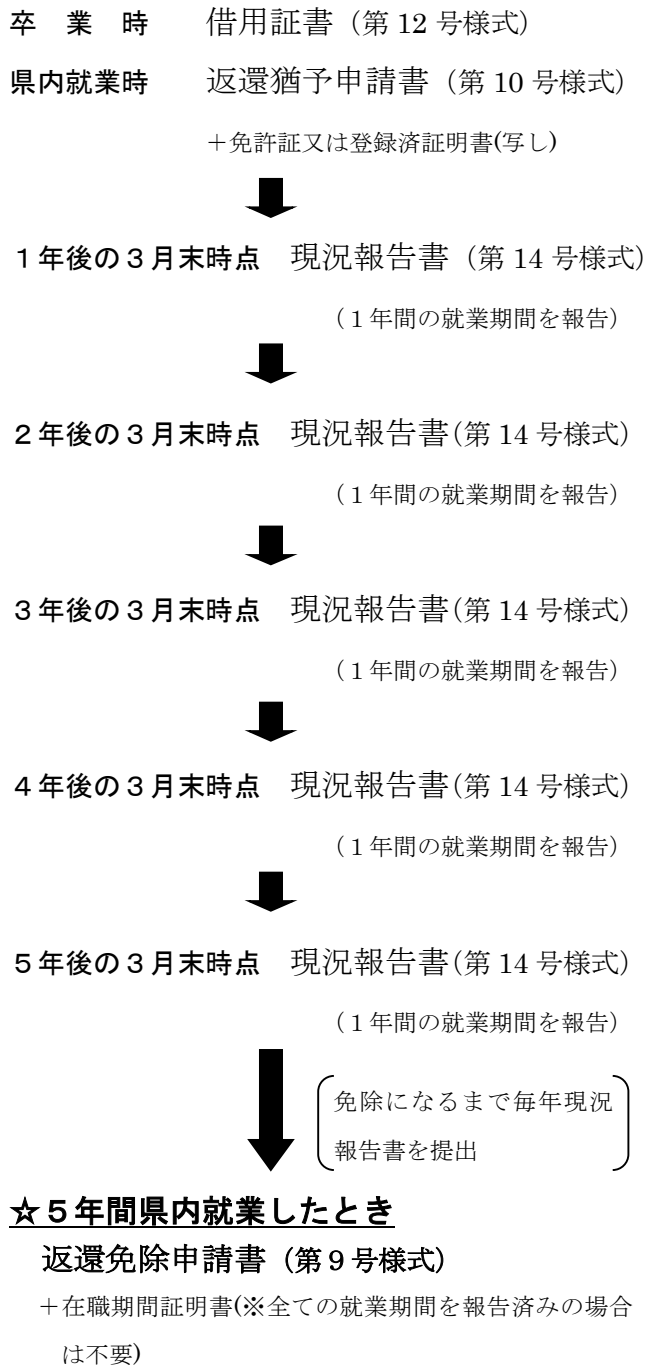
千葉県健康福祉部医療整備課

目 次

- ◎ 卒業後の主な手続き 1
- ◎ 修学資金貸付制度の概要 2
- ◎ 提出書類一覧 3
- ◎ Q&Aコーナー 4
- ◎ 千葉県保健師等修学資金貸付条例の抜粋 11
- ◎ 提出書類のマス目記入方法 16
- ◎ 提出書類の様式

※ 各手続きを忘れた場合は、貸付金を返還していただくことがあります。

卒業後の主な手続き



☆進学(看護関係)したとき

返還猶予申請書(第10号様式)
+免許証又は登録済証明書(写し)

☆就業先が変わったとき

就業変更届(第13号様式)
+在職期間証明書

☆休業(療養、産休、育休)したとき

返還猶予申請書(第10号様式)
+診断書、出産証明書等

☆復職(現場復帰)したとき

返還猶予申請書(第10号様式)

☆氏名、住所が変わったとき

氏名(住所)変更届(第15号様式)

☆保証人が変わったとき

連帯保証人変更届(第5号様式)
+新保証人の印鑑証明

☆県外就業したとき

返還届(第8号様式)

☆退職したとき(直ちに再就業しないとき)

返還届(第8号様式)
(口座振替を希望する場合は問い合わせること)

☆ 不明な点、相談したい事がありましたら、下記までお問い合わせください。
(必ず修学生番号を伝えてください。)

書類の提出・問合せ先 (県内校の方は卒業前後のみ施設経由で提出)

〒260-8667 (住所不要)

千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室

TEL 043-223-3900

修学資金貸付制度の概要

1 返還免除の要件

- ・養成施設卒業後1年以内に免許を取得し、
 - ・免許取得後直ちに県内に就業し、
 - ・県内において引き続き5年間保健師等の業務に従事することです。
- ※ 免除申請の際には、5年間就業した証明として**在職期間証明書**が必要です。
(ただし、「現況報告書」等で全ての在職期間を報告済みの方は不要です。)
- ※ 業務従事期間は原則として卒業後、4月から起算しますが、就業先の都合等により5月から勤務開始となった場合は開始月から起算します。
- ※ 療養休暇や産前後休暇・育児休暇は業務従事期間に含みません。

2 返還

(1) 返還金額

返還免除の要件を満たさない場合は全額返還となります。
ただし、貸付けを受けた期間以上業務に従事した場合は、一部を免除します。
この場合の返還金額は、次のとおりです。

$$\text{返還金額}^{*1} = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付を受けた月数}^{*2} \times 5 / 2}$$

- * 1 返還額の1円未満の端数は切捨てとする。
- * 2 貸付を受けた月数が24か月に満たないときは24か月とする。

(2) 返還方法

「一括払い」又は「月賦」「半年賦」（貸付けを受けた期間内に均等払い）

(3) 納入方法

- ・納入通知書（窓口払い）
各支払月に「納入通知書」を郵送しますので、納期限までに県指定金融機関（千葉銀行他）の窓口で納付してください。
- ・口座振替（自動払い）
返還届と共に、口座振替依頼書を提出する必要があるため、医療整備課まで問い合わせてください。指定された口座から自動的に振替納付されます。

- ※ 現在資格試験は年1回なので、不合格になった場合は、直ちに返還となります。
- ※ 資格試験合格後は、4月中に免許登録を済ませ、免除対象施設に就業すること。

3 提出書類一覧

(1) 卒業後提出義務のある書類

提出時期	提出書類	様式	備考	千葉県からの送付書類
卒業時	修学資金借用証書	第12号様式		
県内に就業したとき 進学したとき	修学資金 返還猶予申請書	第10号様式	免許証又は登録済証明書 の写しを添付	返還猶予決定 通知
卒業1年後から毎年 3月末後、4月末ま で(免除になるまで)	現況報告書	第14号様式	4ページ「Q2」を参照 のこと	
1カ月以上の休暇 (療休・産休・育休等)	修学資金 返還猶予申請書	第10号様式	証拠書類(診断書、出産 証明書、在職期間証明書 等)を添付	返還猶予決定 通知
5年間引き続き県内 就業したとき	修学資金 返還免除申請書	第9号様式	在職期間証明書(全就業 施設分)を添付 ※現況報告書等で全在 職期間を報告済みの場 合は不要	返還免除決定 通知
看護業務に就かなか ったとき 免許を取得できなかつ たとき 県内に就業しなかつ たとき 返還免除になる前に 退職したとき	修学資金返還届	第8号様式	※一部免除に該当する場 合は、在職期間証明書が 必要(既に報告済みの場 合を除く) ※口座振替を希望する場 合は口座振替依頼書の提 出が必要となるため、医 療整備課まで問い合わせ ること。	返還決定通 知及び納入 通知書

(2) 変更事項のある場合に提出する書類(随時)

提出時期	提出書類	様式	備考	千葉県からの送付書類
就業先の変更	就業変更届	第13号様式	前就業先の在職期間証 明書を添付	
氏名又は住所の変更	氏名(住所)変更届	第15号様式		
連帯保証人の変更	連帯保証人変更届	第5号様式	新保証人の印鑑登録証 明書を添付	
返還猶予期間中に 本人が死亡したとき *死亡事由により扱 いが異なります。	借受人死亡届 修学資金返還届 (口座振替希望の場合は 口座振替依頼書も提出) 修学資金 返還免除申請書	第7号様式 第8号様式 第9号様式	死亡診断書又は除籍謄 本を添付	返還決定通 知及び納入 通知書 返還免除決 定通知

Q & A コーナー

質問の多い事項やわかりにくい事項をまとめました。必ずお読みください。

◎ 現況報告、各種変更届（就業先・住所等）について

Q 1 : 「現況報告書」（第 14 号様式）は、毎年提出する必要がありますか。

A 1 : 返還が免除されるまで毎年、3 月 3 1 日現在の「現況報告書」を 4 月末までに速やかに提出する必要があります。

Q 2 : 「現況報告書」（第 14 号様式）の「1 年間の就業月数」が 1 2 か月に足りないのですが、何か手続きをする必要がありますか。

A 2 : 「現況報告書」の提出とともに、以下の手続きを行ってください。

（1 か月以上の休暇）

→ 「返還猶予申請書」（第 10 号様式）（休暇中と復帰時両方必要です）と証拠書類を提出してください。

（前の勤務先での就業期間あり）

→ 「就業変更届」（第 13 号様式）と前勤務先の在職期間証明書を提出してください。

（退職して再就業せず）

→ 「返還届」（第 8 号様式）を提出してください。

（非常勤勤務）

→ 非常勤勤務（パート・派遣）での就業もフルタイムと同程度の勤務時間（おおよそ週 3 0 時間以上）であれば従事期間として認めております。従事期間として認められるか不明な場合は医療整備課までご相談ください。

Q 3 : 「現況報告書」（第 14 号様式）を 5 年間提出すれば、免除になるのでしょうか。

A 3 : 返還免除を受けるためには、「返還免除申請書」（第 9 号様式）と在職期間証明書（各勤務先にて作成）の提出が必要です。

（※毎年忘れずに、「現況報告書」等で全ての在職期間を報告した方については、「返還免除申請書」のみの提出で構いません）。

「現況報告書」を 5 回提出しただけでは免除になりません。

Q 4 : 住所が変わりました。「現況報告書」(第 14 号様式)に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

A 4 : 住所が変わった際は、必ず「氏名(住所)変更届」(第 15 号様式)を提出してください。他の申請書・届等に新住所を書いただけでは変わりません。

Q 5 : 「氏名(住所)変更届」(第 15 号様式)を提出するのですが、電話が携帯しかありません。

A 5 : 携帯電話の番号を記入してください。

Q 6 : 連帯保証人の住所が変わったのですが、届出が必要ですか。

A 6 : 「連帯保証人変更届」(第 5 号様式)を提出してください。

Q 7 : 連帯保証人のうち 1 名が亡くなりました。手続はどのようにすればよいですか。

A 7 : 「連帯保証人変更届」(第 5 号様式)により、新しい保証人を届け出てください。新保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

◎ 免除・猶予の要件について

Q 8 : 卒業したのが平成 31 年 3 月 15 日で、免許の取得が平成 32 年 4 月 25 日の場合、貸付金は返還しなければならないのですか。

A 8 : 卒業した日から 1 年以内に免許を取得することが条件ですので、この場合は返還となります。

Q 9 : 看護学校卒業後、英会話学校に進学し、その後県内で看護職として就職しました。この進学は認められるでしょうか。

A 9 : 進学で返還が猶予されるのは看護関係の養成施設に進学した場合に限りますので、認められません。看護学校卒業の時点で返還していただきます。
(「看護関係の養成施設」とは、保健師・助産師・看護師・准看護師の養成施設を指し、社会福祉士・介護福祉士・理学療法士等の学校は含まれません。また、養護教諭になるための大学進学も含まれません。)

Q 10 : 勤務先を変えたいと思っています。再就職先がなかなか見つかりませんが、就職活動中の手続きはどのようにしたらよいのでしょうか。

A 10 : 「引き続き」勤務することが返還免除の条件になっています。これは文字どおり退職した翌日には新しい勤務場所に就職していることを意味しますが、再就職(転職)活動の期間として概ね退職後 1 か月間を上限として認めます。それ以上の期間は条例の要件に該当しないものとして返還していただきますのでご注意ください。
(※病気等により、やむを得ずこの期間を超えてしまう場合は、速やかにご連絡ください。)

ただし、求人があるにもかかわらず、個人的な都合でこの期間に再就職しない場合は理由として認めません。具体的には、ハローワーク、ナースセンター等の職業紹介制度に求人の登録があるにもかかわらず、希望条件が多い・特別な希望条件等、条件が合わずにこの期間内に再就職できない場合等は、本人に就業の意思があっても「引き続き」勤務が必要となる条例の要件に該当しないため、返還していただきますのでご注意ください。)

なお、新しい勤務先に就業した際には「就業変更届」(第 13 号様式)と前勤務先の在職期間証明書も忘れずに提出してください。

Q11： 結婚（または妊娠）で退職するときは、どのような手続きになりますか。

A11： 貸付金を返還していただきます。「返還届」（第8号様式）を提出してください。
産休、育児休暇については、猶予期間の延長となりますので、「返還猶予申請書」（第10号様式）と証拠となる書類（出産証明書、母子手帳、在職期間証明書等）を提出してください。なお、休暇とは、有給、無給にかかわらず、その勤務先に所属していることですので、間違えないようにしてください。

Q12： 病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。返還免除までまだ期間があるのですが、どうなるでしょうか。

A12： 本人の病気等の場合、退職前（やむを得ない場合は退職直後）に「返還猶予申請書」（第10号様式）と診断書（療養に要する期間を明記）を提出してください。県において審査を行ったうえで猶予期間の延長を決定します。

この場合、猶予期間は診断書記載の療養に要する期間となり、その期間で治癒しない場合は、再度猶予申請を行っていただくこととなります。

また、猶予期間が過ぎても復職しない場合は、返還となります。「返還届」（第8号様式）を提出してください。

なお、産前産後休暇・育児休暇等により、退職せずに復職できる場合にも「返還猶予申請書」を提出して猶予期間延長の手続きをしてください。

Q13： 修学資金を平成28年度から3年間借りました。平成31年4月に免許を取得し、同月に県内の病院へ就職しましたが、平成32年5月1日から平成32年10月31日まで療養のため休職しました。平成32年11月1日から現場に戻って働いていますが、返還が全額免除されるためにはいつまで県内で就業する必要がありますか。

A13： 休職期間がなければ平成31年4月から5年後の平成36年3月末日まで引き続き業務に従事する必要がありますが、休職期間は免除のための業務従事期間から除外されるため、この場合は6か月先の平成36年9月末日まで引き続き業務に従事する必要があります。

なお、休職等雇用関係を維持したまま業務に従事しない場合は、それを理由とした「返還猶予申請書」（第10号様式）の提出が必要となります。また、その後復職された際にも「返還猶予申請書」が必要です（それぞれの理由毎に猶予申請が必要）。「返還猶予申請書」を提出せず、除外期間相当分を延長して業務に従事していないことが判明した場合は返還を求めますので注意してください。

◎ 返還について

Q14： 修学資金を平成 29 年度から 2 年間（24 か月：432, 000 円）借り、平成 31 年 3 月免許を取得後、平成 31 年 4 月から看護師として県内の病院で働いていましたが、平成 34 年 3 月末日（36 か月）で退職しました。返還金額はいくらになりますか。

A14： 貸付けを受けた期間以上業務に従事した場合、貸付金は一部免除になります。
(2 ページの「修学資金貸付制度の概要・2 返還」をご覧ください。)

$$\text{返還金額}^{*1} = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付を受けた月数}^{*2} \times 5/2}$$

* 1 返還額の 1 円未満の端数は切捨てとする。

* 2 貸付を受けた月数が 24 か月に満たないときは 24 か月とする。

$$\begin{aligned} \text{返還金額} &= 432,000 - 432,000 \times \frac{36 \text{ か月}}{24 \text{ か月} \times 5/2} \\ &= 432,000 - 259,200 \\ &= 172,800 \text{ (円)} \quad \text{となります。} \end{aligned}$$

Q15： 貸付金の返還をすることになりました。支払方法を教えてください。

A15： 返還届にある納付方法で、窓口払いと口座振替のいずれかを選択して下さい。
窓口払いを希望の場合は、返還届提出後に県から郵送する納入通知書により、県指定金融機関（千葉銀行他）の窓口で都度納付して下さい。
口座振替払いを希望する場合は、返還届と共に、口座振替依頼書を提出する必要があるため、医療整備課まで問い合わせて下さい。指定された口座から自動的に振替納付されます。

Q16： 卒業後県外に就職したため現在返還中です。今度千葉県内に就職する事になりました。残額について免除になりますか。

A16： 返還免除要件は、「卒業した日から1年以内に免許を取得」し、「免許取得後直ちに県内において業務に従事」することとなっています。この場合は県外に就職した時点で全額返還が確定しますので、その後免除になることはありません。

Q17： 「返還届」(第8号様式)に一括での返還と記入して提出し、今回返還決定の通知が送られて来ましたが、今から分割に変更できますか。

A17： 返還決定後は、(繰り上げ返済を除き)返還方法の変更は認められません。

Q18： 月賦で返還をしていますが、現在就業していないため収入がありません。毎月の返還金額を少なくしてもらえませんか。

A18： 返還決定後は、(繰り上げ返済を除き)返還方法の変更は認められません。連帯保証人等に相談してください。

Q19： 返還を滞納しています。この場合どうなりますか。

A19： 督促、催告を行い、それでも支払いがない場合は、連帯保証人への請求や裁判所等への法的措置を行います。

◎ その他

Q20： 巻末の用紙を使い切ってしまいました。追加でいただけますか。

A20： 千葉県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。
検索サイトから「千葉県 保健師等修学資金」で検索してください。

Q21： 特に書類を提出しなくても、いつかは自動的に免除になったりしませんか。

A21： 自身で申請等の手続きをしていただかないと、いつまでもあなたの債務は残り続けます。本冊子をよく読み、必ず必要な手続きを行ってください。
手続きを忘れた場合は、貸付金を返還していただくことがありますので、忘れずに提出してください。

Q22： 各種書類に新元号（平成31年5月から導入予定）を記入する場合、どの様に記載すればよいですか。

A22： ローマ字表記した場合の頭文字を記入して下さい。
例：平成 ⇒ H（現時点で新元号は未定です）

※ その他、不明な点、相談したい事がありましたら、医療整備課までご連絡ください。

（連絡先は1ページをご覧ください。）

千葉県保健師等修学資金貸付条例の抜粋

(※ 平成30年1月現在)

(目的)

第一条 この条例は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）の養成を目的とする学校又は養成所に在学する者及び大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程に在学する者で、将来県内において保健師等の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もつて県内における保健師等の確保及び質の向上に資することを目的とする。

(貸付けの対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、将来県内において業務に従事しようとするものに対し、その者の申請により、無利子でそれぞれ当該各号に定める種類の修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十九条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の保健師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等（県内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に限る。） 保健師修学資金
- 二 法第二十条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した助産師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の助産師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 助産師修学資金
- 三 法第二十一条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 看護師修学資金
- 四 法第二十二条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の准看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 准看護師修学資金

五 (略)

(貸付けの区分)

第三条 修学資金の貸付けの区分は、特別貸付け及び一般貸付けとする。

2 (略)

3 一般貸付けは、将来県内において業務に従事しようとする者に対して行うものとする。

(貸付金額)

第四条 第二条第一号から第四号までに定める保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金（以下「保健師修学資金等」という。）の貸付金額は、次の表のとおりとする。

種 類	貸付対象者が 在学する学校又は 養成所の設置主体	貸 付 金 額
		一般貸付け
保健師修学資金	独立行政法人又は 国立大学法人	月額 16,000円
	地方公共団体又は 地方独立行政法人	月額 16,000円
	そ の 他	月額 18,000円
助産師修学資金	独立行政法人又は 国立大学法人	月額 16,000円
	地方公共団体又は 地方独立行政法人	月額 16,000円
	そ の 他	月額 18,000円
看護師修学資金	独立行政法人又は 国立大学法人	月額 16,000円
	地方公共団体又は 地方独立行政法人	月額 16,000円
	そ の 他	月額 18,000円
准看護師修学資金	独立行政法人又は 国立大学法人	月額 7,500円
	地方公共団体又は 地方独立行政法人	月額 7,500円
	そ の 他	月額 10,500円

2 (略)

(返還)

第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては貸付けを受けた期間（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間を除く。）に相当する期間（第十条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた当該保健師修学資金等を、（中略）月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 一 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 二 養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得しなかつたとき。
- 三 養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得した後、直ちに（中略）一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなかつたとき。
- 四・五 （略）
- 六 次条第一項又は第二項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、業務以外の事由により死亡したとき、又は保健師修学資金等の（中略）一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなくなつたとき。

※ 現在資格試験は年1回なので、不合格になった場合は、直ちに返還となります。
※ 資格試験合格後は、4月中に免許登録を済ませ、免除対象施設に就業すること。

（返還の免除）

第九条 知事は、特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一～三 （略）

2 知事は、一般貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後、県内において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなく、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内において業務に従事しなかつたときを除く。

二 前号に規定する業務従事期間中は、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

3 知事は、前各項に規定する場合のほか、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 第一項第一号及び前項第一号に規定する場合を除くほか、修学資金を借り受けた期間に相当する期間以上、保健師修学資金等の（中略）一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事したとき。

二 第一項第三号及び前項第二号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

※ 引き続き業務に従事するとは

5年間連続して保健師等の業務に従事することです。業務従事期間の計算は「月数」によりますので月の途中で退職した場合も、従事日数にかかわらずその月は「1月」の従事期間として取り扱います。

結婚で退職するとき、妊娠して退職するときは、返還となります。

(産休、育児休業については、猶予期間の延長となりますので、その手続きをとってください。なお、休業とは、有給、無給にかかわらず、その勤務先に所属していることですので、間違えないようにしてください。)

勤務場所の変更については、返還が生じる場合がありますので、事前に県まで相談してください。

※ 一部免除について

「貸付を受けた期間以上業務に従事した場合」に限り一部免除がありますが、期間が満たない場合は全額返還になります。

※ 一度県外に就職して県内に再就業した場合

県外に就職した時点で返還となります。その後県内に就業したとしても猶予になることはありません。

(返還の猶予)

第十条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

一 第七条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該養成施設又は当該大学院修士課程に在学しているとき。

二 当該養成施設を卒業後さらに他種の養成施設、大学院修士課程又は大学院博士課程において修学しているとき。

三 当該大学院修士課程を修了後さらに大学院博士課程において修学しているとき。

四 保健師修学資金等の(中略)一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しているとき。

五 (略)

六 前条第一項第三号、第二項第二号及び第三項第二号に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になつたとき。

※ 返還猶予について

猶予要件（第10条）に該当する間、返還を一時的に猶予するものに過ぎません。
このため、猶予期間が切れた場合は必ず

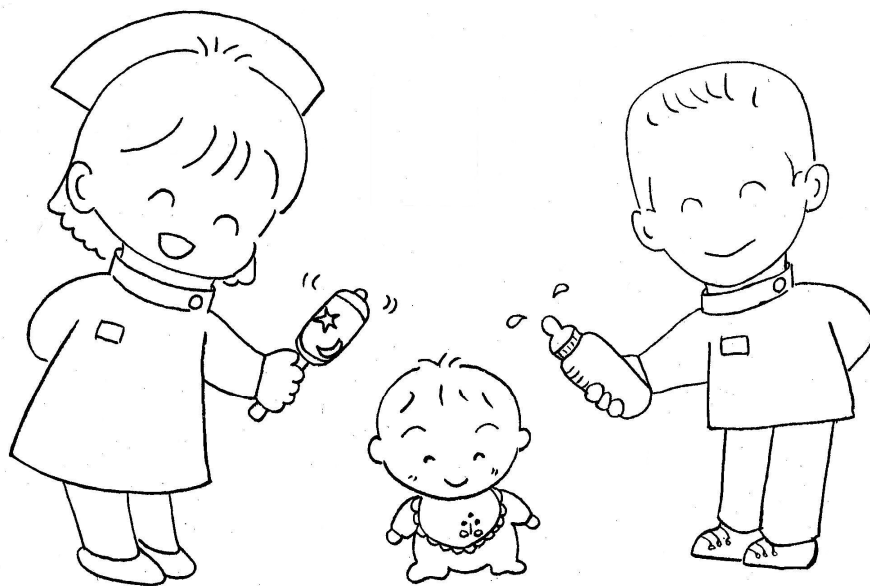
- ・ 5年間引き続き県内就業した → 返還免除の手続き
- ・ まだ5年間に達していないが、猶予要件に該当する → 猶予延長の手続き
- ・ それ以外（返還要件に該当） → 返還の手続き

のいずれかの手続きを行ってください。

（延滞利子の徴収）

第十一条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年十四・五パーセントの割合をもつて計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。



提出書類のマス目記入方法

書類中に「マス目」がある部分は以下の要領で記入してください。

- **修学生番号** **日付** **金額** **免許登録番号**

ケタが余る場合は、頭に「0」を付けてください。

修学生番号	0	9	0	1	1	1	1	1
-------	---	---	---	---	---	---	---	---

変更年月日	H	3	1	0	4	0	1
			年		月		日

返還免除申請額	0	6	4	8	0	0	0	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---

(免許)登録番号	0	1	8	9	9	9	9	9
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

- **氏名** **就業先名称**

漢字で記入し、姓名等の間は1マス空けて記入してください。

氏名フリガナのマス目は、濁点・半濁点をそれぞれ1マスとして記入してください。

氏名	千	葉		は	じ	め	
(フリガナ)	チ	ハ	・	ハ	シ	・	メ

(就業先又は進学先)名称	医	療	法	人	千	葉	会	千	葉	総	合
	病	院									

○ **住所・所在地** **電話番号**

(例1)

郵便番号	2	6	0	—	0	0	1	5	電話番号	0	4	3	—	2	2	3	—	3	8	8	5								
千葉県	都道府県	千葉県中央	市区郡	町	(大字)	富士見																							
1	丁目	2	—	3	—	4	0	5	千葉県	グ	ラ	ン	ド	レ	ジ	デ	ン	ス											

(例2)

郵便番号	2	9	2	—	0	0	6	6	電話番号	0	9	0	—	1	2	3	4	—	5	6	7	8
千葉県	都道府県	木更津	市区郡	町	(大字)	新宿																
	丁目	4	5																			

(例3)

郵便番号	2	8	3	—	0	1	0	4	電話番号	0	4	7	5	—	7	6	—	9	9	9	9										
千葉県	都道府県	山武	市区郡	町	(大字)	片貝																									
	丁目	9	8	7	6	—	5	4	—	3	2	1	マ	リ	ン	リ	ゾ	ー	ト	九											
十	九	里																													

○ **職業** **続柄** **免許の種類**

職業コード	
会社員・公務員	1
販売サービス業	2
農林漁鉱業	3
製造建設業	4
医師	5
自由業	6
その他	7

続柄コード	
祖父母	1
叔伯父母	2
(義)父母	3
配偶者	4
兄弟姉妹(義理含む)	5
上司	6
その他	7

免許種類コード	
保健師	10
助産師	20
看護師	30
准看護師	40

第五号様式（第六条第二項）

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

千葉県知事

様

住所
借受人
氏名



新連帯保証人



次のとおり連帯保証人を変更しましたので、届け出ます。

修 学 生 番 号		1				貸 付 区 分	1 特別貸付け		2 一般貸付け		
新連帯保証人	氏 名	2									
	(フリガナ)										
	生 年 月 日	3 S・H			4 年	月	日	職業	5 借受人との続柄		6
	住 所	郵便番号	7				電話番号	8			
都 道 市 区 町 村		府 県 郡				(大字)					
9		丁目		10							
旧連帯保証人	氏 名	11									
	(フリガナ)										
	生 年 月 日	S・H			年	月	日	職業	借受人との続柄		
住 所											
変 更 の 事 由											
変 更 年 月 日		12 元		13 年		月	日				

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「生年月日」の欄及び「職業」の欄には記入しないこと。

修学資金返還届

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県保健師等修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還しますので届け出ます。

修学生番号 ¹		貸付区分		1 特別貸付け		2 一般貸付け	
養成施設名							
借受人	氏名		Ⓜ				
	(フリガナ)		生年月日		年 月 日		
	郵便番号 ²	電話番号 ³					
	都道府県		市区郡	町村			(大字)
	住所 ⁴		丁目 ⁵				
連帯保証人	氏名		Ⓜ		借受人の続柄		
	(フリガナ)				電話番号		
	氏名		Ⓜ		借受人の続柄		
	(フリガナ)				電話番号		
返還事由 ⁶		1 辞退・退学 2 卒業後1年以内に免許を取得しなかった 3 免許取得後直ちに県内に就業しなかった 4 就業期間が5年に満たなかった 5 その他 ()			返還事由の発生年月日 ⁷		⁸ 年 月 日
					借受金額		円
返還総額 ⁹		貸付けを受けた期間		年 月 から 年 月 箇月			
1回の返還額	1 回目 ¹⁰		返還方法 ¹¹ 1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()				
	2 回目以降 ¹²		返還期間 ¹³ ¹⁴ 年 月 から ¹⁵ 年 ¹⁶ 月 まで ¹⁷ 回				
新しい就業先 (退職後再就業した場合に記入) ¹⁸		1 他県に就業 2 看護職以外に就業 3 その他 ()		所在地			
				名称			
県内就業期間 ¹⁹		²⁰ 年 月 から ²¹ 年 月	まで ²³		箇月	免許取得年月日	年 月 日
免除金額 ²⁴		納付方法 ²⁵ 1 納入通知書 2 口座振替					
退職した施設の長の証明							
上記の者 年 月 日付けで当施設を退職したことを証明します。							
Ⓜ							

注

- 1 特別貸付けを受けた者にあつては、様式中「県内」とあるのは「200床未満の病院等」と読み替えて記入すること。
- 2 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

作成要領（修学資金返還届）

(1) 修学生番号は間違いのないように記入すること。

(2) 「返還方法」は該当の番号を○で囲むこと。

(記入例)

返還方法	¹¹ 1 月賦	2 半年賦	③ その他（一時払）
------	--------------------	-------	------------

(3) 月賦により分割して返還する場合は、養成施設在学時に借り受けていた期間に相当する期間まで認められる。

《例》 養成施設在学時、月16,000円を24か月借り受け月賦で返還する場合

16,000円×24か月=384,000円の返還額に対し最大で24回の月賦払いまで認められる。

(記入例)

返 還 総 額	⁹ 0 : 3 : 8 : 4 : 0 : 0 : 0	円
1 回 の 返 還 額	¹⁰ 0 : 0 : 1 : 6 : 0 : 0 : 0	円
2 回 目 以 降	¹² 0 : 0 : 1 : 6 : 0 : 0 : 0	円

(4) 口座振替による返還を希望する場合は、県までお問い合わせください。

(5) 「返還期間」は 年 月 ごとに2マスずつ用いて記入し、1マスで終わる場合には頭に「0」をつけること。

(記入例)

返還期間	¹³ ¹⁴ 年 月	から	¹⁵ ¹⁶ 年 月	まで	¹⁷ 回
	H: 3 : 0 : 0 : 4		H: 3 : 3 : 0 : 3		3 : 6

(6) 業務従事期間が貸付けを受けた期間以上の場合は、一部免除が適用されるので、返還金額は以下のとおりとなる（在職期間証明書を添付すること）。

$\text{返還金額} * 1 = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{貸付を受けた月数} * 2 \times 5 / 2}$
--

* 1 返還額の1円未満の端数は切捨てとする。

* 2 貸付を受けた月数が24か月に満たないときは24か月とする。

以下、参考情報

分割で返還する場合「1回の返還額」は、100円未満の額を切り捨てた均等額とし、端数は第1回目に加算して支払うこととなる。

《例》 返還金額（総額）384,000円を22回払いで支払う場合

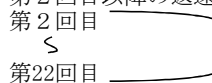
ア. 第2回目以降の月額返還額を算出

返還金額（総額）384,000円÷22回=17,454. …≒17,454円

100円未満を切り捨て、第2回目以降の月額返還額を算出

17,454円 → (100円未満切り捨て) → 17,400円

イ. 第2回目以降の返還額の合計を算出

第2回目  月々17,400円ずつ21回 返還

第2回目以降の返還額の合計 月17,400円×21回=365,400円

ウ. 第1回目の返還額を算出

返還額総額 384,000円 - 第2回目以降の返還額の合計（イ）365,400円
= 第1回目の返還額 18,600円

⇒ 第1回目は18,600円、第2回目以降は月々17,400円の返還となる。

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県保健師等修学資金の貸付けを受けましたが、次の事由により返還の猶予を受けたいので申請します。

修 学 生 番 号		貸付区分		1 特別貸付け		2 一般貸付け	
借 受 人	住 所						
	氏 名			生 年 月 日	年 月 日		
連 帯 保 証 人	(フリガナ)			電 話 番 号			
	氏 名			借 受 人 と の 続 柄			
連 帯 保 証 人	(フリガナ)			電 話 番 号			
	氏 名			借 受 人 と の 続 柄			
連 帯 保 証 人	(フリガナ)			電 話 番 号			
	氏 名			借 受 人 と の 続 柄			
※1 事 由	2 1 就 業 2 進 学 3 その他 ()						
	貸 付 け を 受 け た 額		円	貸 付 け を 受 け た 期 間		年 月 から 年 月 まで 箇月	
猶 予 希 望 期 間		3元号 4 年 月 から	5元号 6 年 月	まで	7	箇月	
卒業施設名				卒業年月		年 月	
※2	免許取得年月日	8元号 9 年 月 日	免許の種類		10 登録番号		
	11						
※3 就業先又は進学年	就業又は進学年月	12元号 13 年 月	備 考				
	所 在 地	郵便番号	14	電話番号			
		都 道 府 県		市 区 郡		町 村 (大字)	
		15	丁目	16			
	名 称			※4 施設区分		17	
18							
上記のとおり就業（進学）したことを証明します。							
年 月 日							
施設の長							印

注

- ※1については、事由が「その他」の場合には当該事由の発生を証明する書類を添付すること。
- ※2については、免許証の写し又は登録済証明書（葉書のもので可）の写しを添付すること。
- ※3については、就業又は進学をした場合に記入すること。
- ※4については、特別貸付けを受けていた者は裏面も記入し、その番号を記入すること。（※一般貸付けは記入不要）
- 借受人及び連帯保証人の氏名は、自署すること。
- 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

第十三号様式（第十六条）

就 業 変 更 届

年 月 日

千葉県知事

様

住所
借受人
氏名

次のとおり就業場所（ ）を変更したので、届け出ます。

修 学 生 番 号	1	貸 付 区 分	1 特別貸付け	2 一般貸付け	
変 更 年 月 日	2元号*3	年	月	日	
新 勤 務 場 所	所 在 地	郵便番号	4	電話番号	
		都 道 市 町 (大字) 府 県 郡 村			
	5	丁目	6	※施設区分	7
	名 称	8			
旧 勤 務 場 所	所 在 地	郵便番号	電話番号		
	名 称				
新 業 務					
旧 業 務					
上記のとおり就業したことを証明します。					
施設の長				印	

注

- 1 () は、保健師等の業務の種類を記入すること。
- 2 ※については、特別貸付けを受けていた者は裏面も記入し、その番号を記入すること。(※一般貸付けは記入不要)

現 況 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

次のとおり

1 元号	2								
------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

 年3月31日現在の現況を報告します。

修 学 生 番 号	³									貸付区分	1 特別貸付け	2 一般貸付け
借 受 人 氏 名	(自署)											
借 受 人 住 所												
就 業 施 設	所 在 地											
	名 称											
上 記 施 設 に お け る 前 年 4 月 1 日 以 降 1 年 間 の 就 業 状 況	上記施設における就業期間（非常勤勤務、休暇等の期間を除く。）											
	年	月	日	から	年	月	日	まで				
	年	月	日	から	年	月	日	まで				
	年	月	日	から	年	月	日	まで				
	年	月	日	から	年	月	日	まで				
										1年間の就業月数	⁴	箇月
上記のとおり当施設に就業していることを証明します。												
施設の長												印

注 前年4月1日以降1年間に非常勤勤務、休暇等の期間又は他施設での就業期間がある場合は、その旨を証明する書類を添付すること。

○借受人の連絡先（※以下、借受人が必ず記入すること）

メール : ()

携帯電話 : ()

前回現況報告（又は卒業の際の提出時）からの変更の有無 : (有 ・ 無)

注 書類不備、必要書類提出が確認できない場合等の連絡手段として利用するため、転居、転職等をしても継続的に利用でき、日常的に確認するメール、電話番号(原則携帯)を記入すること。

第十五号様式（第十八条）

氏名（住所）変更届

年 月 日

千葉県知事

様

住所
借受人
氏名

次のとおり変更したので、届け出ます。

修 学 生 番 号	1	貸 付 区 分	1 特別貸付け	2 一般貸付け
新 氏 名 (フリガナ)	2			
	3			
旧 氏 名 (フリガナ)	4			
	5			
新 住 所	6	郵便番号	7	電話番号
	都 道 府 県		市 区 郡	町 村 (大字)
	8	丁目	9	
旧 住 所				
変 更 の 理 由				
変 更 年 月 日	10	元	11	年 月 日

在 職 期 間 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は、下記のとおり在職している（た）ことを証明します。

記

在 職 期 間 年 月 日 から

年 月 日 まで

うち 非常勤またはパート職員の在職期間 有 ・ 無

* 非常勤またはパート職員の在職期間「有」の場合は、以下を記載してください。

非常勤職員としての在職期間	年	月	日	～	年	月	日
パート職員としての在職期間	年	月	日	～	年	月	日
1日	_____	時間	勤務	1週間	_____	日	勤務
社会保険適用の有無							
健康保険／厚生年金保険			有	・	無		
「有」の場合 保険の名称 記号・番号_____							

* 1か月を超える休暇取得がある場合は、以下を記載してください。

産前産後休暇	期間	年	月	日	～	年	月	日
育児休業	期間	年	月	日	～	年	月	日
療養休暇	期間	年	月	日	～	年	月	日
その他の休暇	期間	年	月	日	～	年	月	日
()	休暇 期間	年	月	日	～	年	月	日

注) 上記の休暇を複数回取得している場合は、そのすべてについて記載してください。

年 月 日

証明者（事業者）

印